

認定健康スポーツ医制度改定に伴う 移行措置のご案内



平成23年3月31日時点で以下に該当する医師が対象となります。

- ① 日医認定健康スポーツ医資格保持者
- ② 健康スポーツ医学講習会修了者でまだ申請手続きをしていない医師等

移行措置期間＜5年間＞
平成23年4月1日～平成28年3月31日

平成23年4月1日から認定健康スポーツ医制度は、以下の改定内容をもとに実施されますが、新制度への円滑な移行を行うため、2ページの1～3に該当する医師の先生方に対する移行措置を定めました。

認定健康スポーツ医制度実施要領の主な改定内容

1 健康スポーツ医学講習会カリキュラムの改定（新旧対照表参照）

- 従来カリキュラムの21科目を25科目へ変更しました。
(アンチ・ドーピング、障害者とスポーツ、保健指導、スポーツ現場での救急処置の4科目を追加)
- 全ての科目を60分としました。

2 更新要件の改定

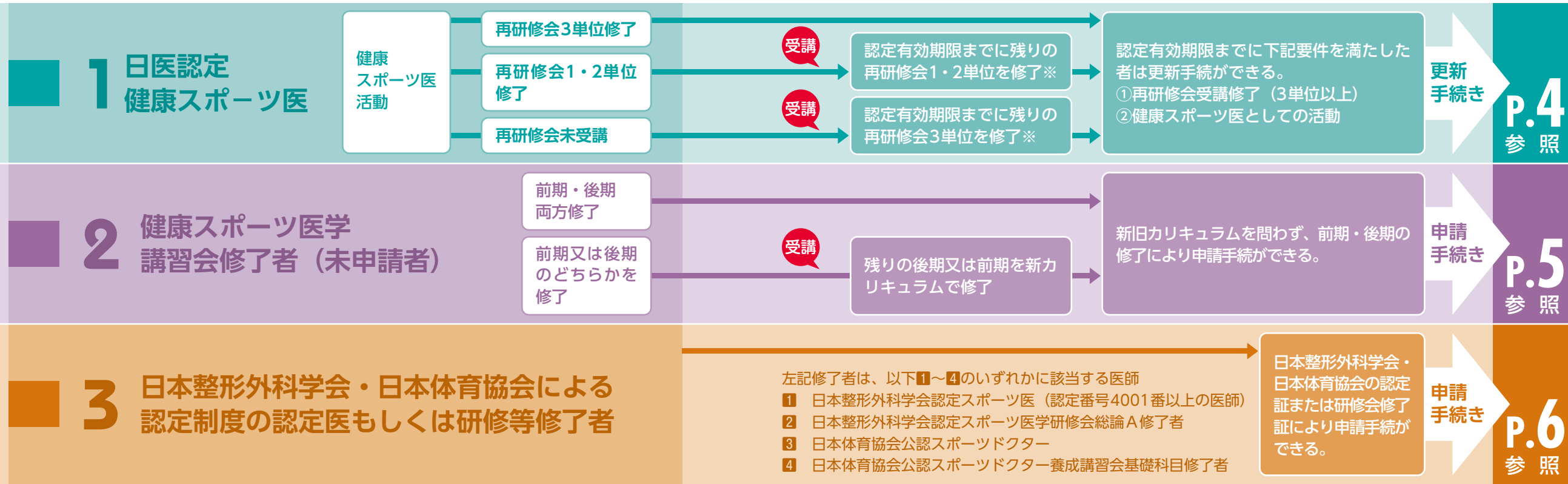
- 日本医師会が承認した学会等への参加（努力規定）を削除しました。
- 日本医師会が実施又は承認した再研修会受講を3単位（1単位90分）から5単位（1単位60分）に変更しました。

平成23年3月31日現在で、1～3のいずれかに該当する医師に対する移行措置は以下のとおりです。

→手続き等詳細につきましては4ページ以降をご覧ください。

健康スポーツ医学講習会カリキュラム 新旧対照表

旧カリキュラム			新カリキュラム		
科目番号	科目名	時間(分) 科目数	科目番号	科目名	時間(分) 科目数
1	健康スポーツ医学概論	60 1	1	スポーツ医学概論	60 1
2	神経・筋の運動生理とトレーニング効果	90 1	2	神経・筋の運動生理とトレーニング効果	60 1
3	呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果	90 1	3	呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果	60 1
4	内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果	90 1	4	内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果	60 1
5 前	運動と栄養・食事・飲料	90 1	5 前	運動と栄養・食事・飲料	60 1
6	女性と運動	60 1	6 前	女性と運動	60 1
7 期	運動と年齢-整形外科系	60 1	7 期	発育期と運動(小児科系)	60 1
8	運動と年齢-内科系	60 1	8 期	中高年者と運動(内科系)	60 1
9	心と運動	60 1	9	発育期と運動(整形外科系)	60 1
10	運動のためのメディカルチェック-内科系	60 1	10	中高年者と運動(整形外科系)	60 1
11	運動のためのメディカルチェック-整形外科系	60 1	11	メンタルヘルスと運動	60 1
12	運動と内科-スポーツによる生理的变化と病的変化	90 1	12	運動のためのメディカルチェック-内科系	60 1
13	運動と内科-突然死、熱中症	60 1	13	運動のためのメディカルチェック-整形外科系	60 1
14	運動と外傷-過労性スポーツ障害	60 1	14	運動と内科的障害(急性期・慢性期)	60 1
15 後	運動と外傷-骨・関節の外傷	60 1	15 後	スポーツによる外傷と障害(1)上肢	60 1
16	運動と外傷-軟部組織の外傷	60 1	16	スポーツによる外傷と障害(2)下肢	60 1
17 期	運動と外傷-頭部の外傷	60 1	17 期	スポーツによる外傷と障害(3)脊椎・体幹	60 1
18	運動負荷テスト概論	60 1	18 後	スポーツによる外傷と障害(4)頭部	60 1
19	運動処方概論	60 1	19 後	運動負荷試験と運動処方の基本	60 1
20	運動療法とリハビリテーション-内科系疾患	90 1	20 期	運動療法とリハビリテーション-内科系疾患	60 1
21	運動療法とリハビリテーション-運動器疾患	90 1	21 期	運動療法とリハビリテーション-運動器疾患	60 1
合計1470分21科目			22	アンチ・ドーピング	60 1
			23	障害者とスポーツ	60 1
			24	保健指導	60 1
			25	スポーツ現場での救急処置	60 1
			合計1500分25科目		



※平成23年4月1日以降に開催される健康スポーツ医学再研修会は1単位60分で開催されます。

1 日医認定健康スポーツ医

移行措置

	移行措置
更新要件	1. 日本医師会が実施または承認した再研修会を受講修了 (有効期限までに3単位以上 分数は問わないものとする) 2. 健康スポーツ医としての活動(学校、職場、地域等におけるスポーツ医学の立場からの指導・教育・診療活動等)

※平成23年4月1日以降に開催される再研修会は1単位60分で開催されます。

更新手続き

次の書類を所属の都道府県医師会(医師会員ではない医師は勤務地の都道府県医師会)に提出してください。

- ① 認定健康スポーツ医更新申請書
(有効期限の4ヶ月程前に都道府県医師会を通じて送られます)
- ② 再研修会受講証明書
(※分数に関わらず有効期限までに合計して3単位以上)
- ③ 健康スポーツ医としての実践活動を証明する書類等
健康スポーツ医としての実践活動については、以下の例が考えられます。
 - ・学校医としてのスポーツ医活動
 - ・産業医としてのスポーツ医活動
 - ・日常診療の中での運動に関する指導
(メディカルチェック、運動処方、運動療法等)
 - ・競技大会等へ派遣(救護所における救急対応等)
 - ・各種スポーツクラブでの活動(チームドクター等)
 - ・スポーツ施設、健康増進施設、保健センター等での活動(健康増進施設嘱託医等)
 - ・地域におけるスポーツイベントへの参加、スポーツ医事相談等
 なお、実践活動の証明については、第三者による証明が難しい場合は、健康スポーツ医ご自身で活動内容を更新申請書に記入して下さい。
- ④ 審査・登録料：10,000円

2 健康スポーツ医学講習会修了者(未申請者)

移行措置

	平成23年3月31日まで	移行措置
認定要件	① 前期もしくは後期修了者	残りの前期もしくは後期を新カリキュラムで修了
	② 前期・後期両方修了者	平成28年3月31日までに新規申請

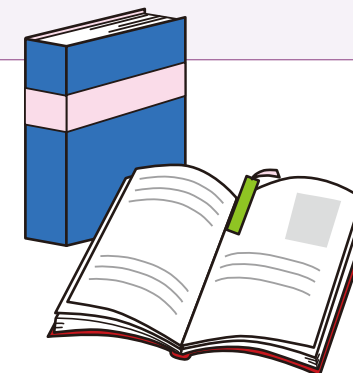
申請手続き

次の書類を所属の都道府県医師会(医師会員ではない医師は勤務地の都道府県医師会)に提出してください。

- ① 認定健康スポーツ医新規申請書
(都道府県医師会で配布しています)
- ② 医師免許証の写し(非会員のみ)
- ③ 講習会修了証の写し(前期・後期講習会修了(新旧カリキュラムを問わないものとする))
- ④ 審査・登録料：10,000円

注1) 移行措置期間内に手続きを行わなかった者が認定医資格を希望する場合は、健康スポーツ医学講習会新カリキュラムの前期・後期を受講修了する必要があります。

注2) 平成23年4月1日以降に健康スポーツ医学講習会前期・後期(両方)を受講された方は、移行措置期間は関係なくいつでも申請できます。



3

日本整形外科学会・日本体育協会による認定制度の認定医もしくは研修等修了者

移行措置

移行措置	
認定要件	<p>平成23年3月31日時点で次の①～④のいずれかに該当する医師については、同等以上の講習を受講修了しているとみなし、新カリキュラムに基づく健康スポーツ医学講習会は受講免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本整形外科学会認定スポーツ医 (ただし、認定番号4001番以上の医師に限ります) 日本整形外科学会スポーツ医学研修会総論A修了者 日本体育協会公認スポーツドクター 日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会基礎科目修了者

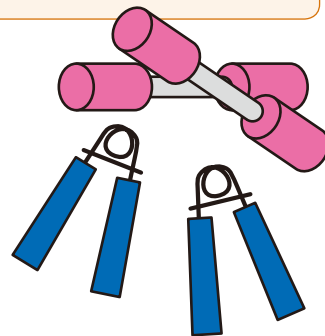
申請手続き

次の書類を所属の都道府県医師会（医師会員ではない医師は勤務地の都道府県医師会）に提出してください。

- 認定健康スポーツ医新規申請書
(都道府県医師会で配布しています)
- 医師免許証の写し（非会員のみ）
- 認定証（①または③）、もしくは修了証（②または④）の写し
- 審査・登録料：10,000円

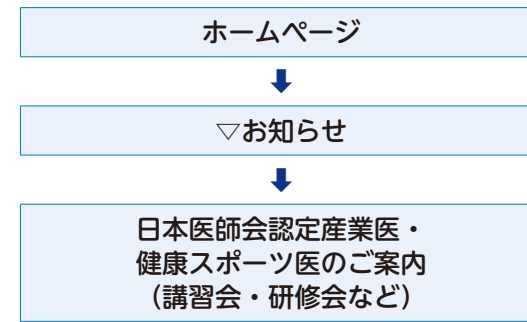
注1) 健康スポーツ医学講習会受講免除については、初回の新規申請時一回に限ります。

注2) 移行措置期間内に手続きを行わなかった者が認定医資格を希望する場合は、健康スポーツ医学講習会新カリキュラムの前期・後期を受講修了もしくはそれと同等以上の講習を受講修了する必要があります。

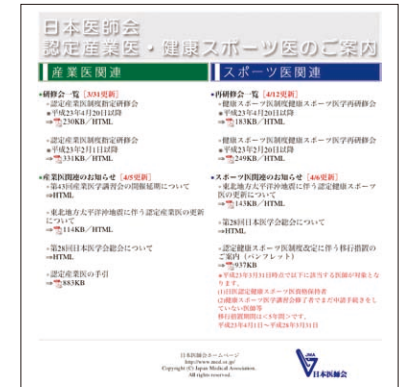


都道府県医師会等が実施している健康スポーツ医学講習会・再研修会の日程のご案内

- 日本医師会雑誌の奇数月号
- 日本医師会ホームページ



<http://www.med.or.jp/doctor/ssi/>



- 日本医師会主催の健康スポーツ医学講習会は、例年10月に前期、11月に後期を開催しています。
- 日本医師会主催の健康スポーツ医学再研修会は、例年1月に開催しています。

問い合わせ

日本医師会認定健康スポーツ医制度は、都道府県医師会が各種申請手続きの窓口になりますので、申請手続きなどについて不明な点は所属または勤務地の都道府県医師会へお問い合わせ下さい。